

厚生労働省発開 0122 第 1 号

令和 2 年 1 月 22 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業訓練の認定基準の改正

一 申請職業訓練の訓練期間の要件について、実践訓練のうち、安定的な就職に有効な資格を取得できる申請職業訓練であつて、厚生労働省人材開発統括官が定めるものにあつては、二月以上六月以下の適切な期間とすること。(第二条第五号関係)

二 申請職業訓練の訓練期間の要件について、訓練期間の特例が認められる対象者に在職中の特定求職者等を追加するとともに、特例が認められる者については、訓練時間を一日につき原則として三時間以上六時間以下とすること。(第二条第六号関係)

第二 職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例の延長

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則附則第三条に規定する職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例を福島県において令和三年三月三十一日まで延長すること。

(附則第三条関係)

注 同附則第三条の三に規定する特定被災地認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例及

び同附則第三条の四に規定する平成二十八年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始される労働安全衛生法第七十六条第一項の技能講習に係る基礎訓練の特例については、終了に伴い、これらを削ることとする。

第四 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。ただし、第二の事項については、令和二年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。